外交防 衛委員会)

防 衛 省 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与 等 に 関 す る 法 律 (T) _ 部 を 改正する法 律 案 へ 閣 法 第 九 号) (衆 議 院 送 付 要

旨

本 法 律 案 は 般 職 \mathcal{O} 玉 家 公 務 員 0 例 に 準じて 防 衛 省 職 員 0 俸 給 月 額等 を改定する措 置 を 講 じようとする

Ł \mathcal{O} で あ り、 そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} と お り で あ る。

自 衛 隊 教 官 俸 給 表 及 \mathcal{U} 自 衛 官 俸 給 表 \mathcal{O} 俸 給 月 額 並 び に 自 衛 官 候 補 生 \mathcal{O} 自 衛 官 候 補 生 手 当 \mathcal{O} 月 額 防 衛 大

般 職 \mathcal{O} 国 家 公 務 員 \mathcal{O} 例 に 準 じ て 改 定す 学

校

又

は

防

衛

医

科

大

学

校

 \mathcal{O}

学

生

以

下

「学

生

とい

う 。)

 \mathcal{O}

学

生

手

当

 \mathcal{O}

月

額

及

 \mathcal{U}

生

徒

 \mathcal{O}

生

徒

手

当

 \mathcal{O}

月 額

を

常 勤 \mathcal{O} 防 衛 大 臣 政 策 参与、学 生 及 び 生 徒に 支給される十二月期 \mathcal{O} 期 末 手 当 0) 支給 割 合 を百 分 0 百 六 十七

五. に 引き上 げ る。

三、 常 勤 \mathcal{O} 防 衛 大 臣 政 策参与、 学生及び生徒に支給される六月期及び十二月期 \mathcal{O} 期 末手 当の支給割合をそれ

ぞ れ 百 l 分 の 百六十五とする。

四、 本 法律 は、 公 布 \mathcal{O} 日 か ら施行 し、 一及び二については平成二十九年四 月一 日 から適用する。 ただし、 三